

【表紙】

【発行登録番号】	23 - 関東13
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月1日
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 佐藤 康博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京 03(3214)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー 森田 要
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京 03(3214)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー 森田 要
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成23年2月9日）から2年を経過する日（平成25年2月8日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 2,000,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

社債管理者を設置しない場合において、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があり、「劣後特約が付されている場合」の個別社債には、「期限付劣後債」と「永久劣後債」があります。

1【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 未定 2. 利息の支払場所 別記(注)「11.元利金の支払い」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法および期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「11.元利金の支払い」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	個別社債には担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	当行は、当行が国内で既に発行した、または当行が国内で今後発行する、みずほコーポレート銀行債券を除く他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保権を設定する場合には、個別社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本欄および以下において「みずほコーポレート銀行債券」とは、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年7月26日法律第87号)による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年6月1日法律第86号)(以下合併転換法という。)第17条の2に基づき発行された、または同改正後の合併転換法第8条に基づき今後発行される、い号みずほコーポレート銀行債券、みずほコーポレート銀行債券(3年)およびみずほコーポレート銀行債券(2年)を指すものとする。
財務上の特約(その他の条項)	個別社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当行は、個別社債と同一の種類(会社法の定めるところによる、以下同じ。)の社債を発行することがある。

3. 社債管理者の不設置

(1) 個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。

4. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各個別社債について期限の利益を喪失する。ただし、当行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が治癒された場合は、その限りではない。

当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当行が個別社債以外の社債(みずほコーポレート銀行債券を含む。)または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

当行以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

(2) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、個別社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。

当行が破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当行が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算の開始命令を受けたとき。

- (3) 本項第(1)号に規定する事由が発生した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
 - (4) 本項第(1)号の規定により期限の利益を喪失した各個別社債の各社債の金額の合計が10億円を超えた場合、または100億円の整数倍の金額を超えた場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
 - (5) 本項第(2)号の規定により個別社債について期限の利益を喪失した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
 - (6) 期限の利益を喪失した個別社債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。
6. 社債権者に通知する場合の公告の方法
- 個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の公示
- 当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債要項の変更
- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。
9. 社債権者集会に関する事項
- (1) 個別社債および個別社債と同一の種類の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 費用の負担
- 以下に定める費用は当行の負担とする。
- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
 - (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用
11. 元利金の支払い
- 個別社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【新規発行社債(期限付劣後債)】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 未定 2. 利息の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払い」)記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法および期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払い」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	個別社債には担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当行は、個別社債と同一の種類(会社法の定めるところによる、以下同じ。)の社債を発行することがある。

3. 社債管理者の不設置

(1) 個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。

4. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当行は、個別社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

6. 劣後特約

- (1) 個別社債の償還および利息の支払いは、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、()個別社債に基づく債権、()本(1)乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、()個別社債に基づく債権、()本(1)乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、()個別社債に基づく債権、()本(1)乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1)乃至 に準じて行われる場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1)乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、()個別社債に基づく債権、()上記(1)乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1)を除き上記(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1)乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1)乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1)乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1)の規定により、当行について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における個別社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)6(2)の規定に反しない範囲で、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会に関する事項

- (1) 個別社債および個別社債と同一の種類の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)7に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 本（注）7に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）10に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払い

個別社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

3【新規発行社債（永久劣後債）】

未定

4【社債の引受け及び社債管理の委託】

個別社債を募集により取得させるに当たり、その主たる引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。また、以下に記載するもの以外については、その都度「発行登録追補書類」に記載します。

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	未定
計	-	未定	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

【社債管理者を設置する場合】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期中（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月26日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日（平成23年2月1日）までの間において生じた変更及び追加は以下の通りであります。なお、変更及び追加箇所は_____で示しております。

また、以下の記載に含まれる将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在において判断したものであり、当該有価証券報告書等のその他の部分に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

「事業等のリスク」

1. 財務面に関するリスク

(2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

繰延税金資産に係る財務上の影響

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率への悪影響

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、基本的項目に算入可能な繰延税金資産の純額の割合の上限は20%とされております。かかる規制等により、当グループや当行を含む当グループの銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制はパーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が要求される水準を充足できなくなる可能性があります。例えば、平成21年12月以降、パーゼル銀行監督委員会やその上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ等が、銀行セクターの強靱性の強化に関する一連の発表を行っております。特に平成22年12月には、パーゼル銀行監督委員会は、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによって合意され、同年11月のソウル・サミットにおいてG20首脳によって承認された銀行の自己資本と流動性に係る国

際的な基準の詳細を示すバーゼル テキストを公表しました。この新たな枠組みは、平成25年1月から実施開始となり、平成31年1月までに段階的に完全実施されることとなっております。

仮に当行の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当行を含む当グループの一部銀行子会社は、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 金融諸環境等に関するリスク

法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用もを受けております。例えば、平成21年12月以降、バーゼル銀行監督委員会やその上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ等が、銀行セクターの強靱性の強化に関する一連の発表を行っています。特に平成22年12月には、バーゼル銀行監督委員会は、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによって合意され、同年11月のソウル・サミットにおいてG20首脳によって承認された銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すバーゼル テキストを公表しました。この新たな枠組みは、平成25年1月から実施開始となり、平成31年1月までに段階的に完全実施されることとなっております。これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほコーポレート銀行本店
(東京都千代田区丸の内一丁目3番3号)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし